

土砂災害防止対策基本指針 の変更について

国土交通省 水管理・国土保全局
砂防部 砂防計画課
平成29年6月

目次

<説明資料>

- 土砂災害防止法の改正について 1
- 土砂災害防止対策基本指針の変更手続き 3
- 土砂災害防止対策基本指針の変更（案）のポイント 4
 - ①要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、
避難訓練の実施 5
 - ②避難訓練の実施による警戒避難体制の充実・強化 10
 - ③降雨状況に応じた防災行動の明確化 11
 - ④特別警戒区域内にある建築物の「移転の勧告の基
本的な考え方」 12

<参考資料>

- 近年の土砂災害の発生状況等について 15
- 要配慮者利用施設の警戒避難体制づくり支援（山形
県での取組事例） 17
- 土砂災害防止法の概要 19
- 基礎調査の実施状況・土砂災害警戒区域の指定状況 22
- これまでの法改正・基本指針変更の経緯 25

背景・必要性

水防法等の一部を改正する法律(平成29年6月19日施行)のポイント

○平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。

平成27年 関東・東北豪雨

平成28年 台風第10号

○全国各地で豪雨が頻発・激化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

逃げ遅れゼロの実現

大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 国及び都道府県知事は、水防法に基づき指定した洪水予報河川・水位周知河川について、協議会を組織(国協議会は必置、都道府県協議会は任意設置)。
- 「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICT技術を活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

<災害対応のスケジュール表“水害対応タイムライン”>

台風の発生 台風の発生 の危険性 台風の発生 の危険性 台風の発生 の危険性 台風の発生 の危険性	国土交通省			
	交通サービス	市町村	住民	
台風発生 台風の発生 の危険性	<ul style="list-style-type: none"> ○台風予報 ○台風に関する記者会見 	<ul style="list-style-type: none"> ○体制の早期構築 ○連絡体制等の確認 ○協力機種の体制確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○運行停止の可能性を早めに周知 ○交通サービス運行停止予告 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域避難の可能性を早めに周知 ○広域避難体制の確認・周知 ○防災用品の準備
災害発生 の危険性	<ul style="list-style-type: none"> ○台風に関する記者会見(特別警報発表の可能性) ○大雨・洪水等警報 ○はん氾警報情報 ○大雨・暴風・高潮等特別警報 	<ul style="list-style-type: none"> ○リエゾンの派遣 ○所管施設の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○運行停止手続の確認・公表 ○広域避難勧告・指示 ○広域避難者の誘導・受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○早期に広域避難を開始 ○台風に上陸前に避難を完了
台風接近	<ul style="list-style-type: none"> ○はん氾危険情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村長へ事態切迫状況の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○運行停止 ○施設保全・待避終了 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告・指示 ○屋内安全確保
台風上陸	<ul style="list-style-type: none"> ○はん氾発生情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○TEC-FORCE活動(道路啓蒙等) ○被害状況の把握 ○緊急輸送路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○施設点検 ○運行見通しの公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○早期復旧・再開が可能となるように運行停止

社会経済被害の最小化

国等による工事の権限代行

※水機構による代行はフルプラン水系内のダムに限定

都道府県知事等から要請を受け、高度の技術力を要する災害復旧、改良工事・修繕を代行(費用負担は都道府県知事等が自ら実施する場合と同じ)。

<高度な災害復旧の例>



平成27年9月関東・東北豪雨における災害復旧工事(宮城県大崎市)

宮川ダムの災害復旧工事(三重県多気郡大台町)

委託を受けて水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与

民間事業者は、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り、下記の権限を行使可能。

<民間活力を活用した水防活動(イメージ)>

緊急通行(法19条)

○緊急の必要があるときは、私有地等を通行。

公用負担(法28条)

○緊急の必要があるときは、他人の土地等を使用。

平成27年9月関東・東北豪雨(鳴瀬川水系吉田川)における水防活動(宮城県大崎市)



浸水実績等の把握及び水害リスク情報の周知

市町村長による浸水実績等の把握

- 過去の洪水氾濫の際の浸水地点、水深等に係る調査結果を参考に浸水実績等を把握。
- 河川管理者は、市町村長に必要な援助。

水害リスク情報の周知

- ハザードマップとして配布、電柱や看板等への記載、インターネットでの公表 など

<過去の浸水実績図>



茨城県水戸市

<電柱に表示>



兵庫県新温泉町

管理者等による避難確保計画策定等の義務化

- 要配慮者利用施設に避難確保計画の策定、避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)。
- 計画を作成しない場合、市町村長が必要な指示。従わない場合は公表。

※土砂災害防止法でも同様の措置

浸水被害軽減地区の指定

水防管理者による指定

※指定のため、河川管理者が情報提供等の必要な援助を行う

形状変更行為等の届出

※届出をしないで、又は虚偽の届出をして土地の形状変更行為を行った者には罰則

助言・勧告

<輪中堤:昭和51年9月 台風17号の際の様子>



土砂災害防止法の一部改正について

平成29年6月19日
改正法※の施行
※水防法等の一部を改正する法律

要配慮者利用施設の管理者等へ避難確保計画の作成等を義務付け

- 平成28年8月の台風10号による社会福祉施設の浸水被害(死者9名)を踏まえ、**避難確保計画が未作成の要配慮者利用施設について、計画作成をより一層促進**することが必要。
- このため、土砂災害防止法を改正し、**土砂災害警戒区域内で警戒避難体制の整備を適確に講じる必要のある要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成等を義務付ける**ことによって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。



計画作成の担保措置

- 計画作成しない施設管理者等に対して、市町村長は**必要な指示**を行うことができる。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長は**その旨を公表**することができる。

要配慮者利用施設の警戒避難体制の構築 (山形県での取組事例)

防災体制の確認

避難確保計画の作成

避難訓練の実施

従業員や利用者への学習会

要配慮者利用施設の被災事例

小本川水系小本川(岩手県岩泉町)
平成28年8月31日

平成28年8月台風10号
岩手県岩泉町
高齢者グループホームで9名が亡くなる被害が発生

【目標】
要配慮者利用施設における**避難確保計画の作成・避難訓練の実施率**について、**2021年までに100%**を実現

土砂災害防止対策基本指針の変更 ～根拠規定と手続きの流れ～

1. 根拠規定

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(土砂災害防止対策基本指針)

- 第三条** 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
 - 三 第七条第一項の土砂災害警戒区域及び第九条第一項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項
 - 四 第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項
 - 五 第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
 - 六 第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施並びに第三十一条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
 - 3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

2. 手続きの流れ



①

要配慮者利用施設の土砂災害による被災事例

松寿荘(特別養護老人ホーム)の被災
【昭和60年長野県長野市(地附山地すべり)】

死者26名



被災施設内部



地すべり全景

被災施設



出典:長野県HP

花倉病院の被災【平成5年鹿児島県吉野町】

死者9名



被災施設



太陽の国からまつ荘(社会福祉施設)の被災【平成10年福島県西郷村】

死者5名



被災施設



ライフケア高砂(特別養護老人ホーム)の被災【平成21年山口県防府市】

死者7名



被災施設



八木園(障害者福祉施設)の被災【平成26年広島県広島市】

人的被害無し
施設全壊



被災施設



南摩小学校の被災【平成27年栃木県鹿沼市】

人的被害無し



手前に
被災施設



① 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況等

砂防部調べ（平成28年3月末時点）

土砂災害のおそれのある箇所に立地する施設数	21,817
うち、土砂災害警戒区域に立地する施設数	16,177
うち、市町村地域防災計画に位置付けられている施設数	7,325
うち、避難確保計画を作成している施設数	1,292
うち、土砂災害に係る避難訓練を実施している施設数	569

※「要配慮者利用施設」として以下の施設を対象に、調査を実施。

＜社会福祉施設＞

児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム、精神障害者退院支援施設、地域活動支援センター、障害児通所支援事業所、救護施設、更正施設、医療保護施設

＜学校＞

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、特別支援学校

＜医療施設＞

病院、診療所、助産所、その他医療提供施設

＜その他要配慮者に関連する施設＞

①

避難確保計画の作成等の義務化に係る積極的な周知

- 改正内容を要配慮者利用施設の管理者等、自治体の担当者に認識・理解してもらうことが重要。
- 改正内容をまとめたパンフレットについて、ホームページへの掲載、各種説明会やイベント等での配付等、様々な機会を通じて積極的に周知を図る。

【施設管理者向け】

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 正格名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設[※]の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。
※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が記載された施設が対象です。

要配慮者利用施設とは・・・
社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例文は

【土砂災害警戒区域】	【指定区域】
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成29年法律第31号）第2条第1項第1号 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成29年法律第31号）第2条第1項第2号

※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、生命財産の被害又は健康被害を生ずるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。 ※ 上記は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）に関する土砂災害警戒区域等の指定イメージです。

1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画**です。
 - 防災体制
 - 避難経路
 - 避難の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要**です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

関係者の連携

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

土砂災害警戒区域等の指定に関すること
施設の所在する都道府県へお問い合わせください。

土砂災害防止法の改正に関すること
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
TEL：03-5253-8111（代表） URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html
ver1.4 | H29.8.14

【自治体担当者向け】

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

土砂災害防止法の改正

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 正格名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設[※]の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。
※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が記載された施設が対象です。

2 避難確保計画の確認

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
 - 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の**点検マニュアル**等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて**助言**を行います。

3 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を**公表**することができるとなっています。
 - 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際は**、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性**について丁寧な説明を行うことが望まれます。

4 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて**避難訓練を実施**する必要があります。
 - 要配慮者利用施設における避難訓練の実施については、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
 - ハザードマップ等の活用のほか、土砂が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、**土砂災害警戒区域の特性に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**都道府県及び市町村は**、このような避難訓練が実施されるよう**促進**することが望まれます。

1 避難確保計画作成の支援

- 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難経路
 - 避難の整備
 - 防災教育
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要**です。
 - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識して、**要配慮者利用施設に新たに市町村地域防災計画に位置づけ**るなど、**防災**されます。
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に、**関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが望まれます。

関係者の連携

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

土砂災害警戒区域等の指定に関すること
施設の所在する都道府県へお問い合わせください。

土砂災害防止法の改正に関すること
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
TEL：03-5253-8111（代表） URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html
ver2.6 | H29.8.14

① 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の支援に関する取組

〔土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き〕

○要配慮者利用施設の管理者等が、避難確保計画作成の際の参考となるよう「土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成し、**通知・公表**

(主な内容)

1. 計画作成するにあたって知っておきたいこと

○土砂災害の種類と特徴

- ・土砂災害にはがけ崩れ、土石流、地すべりの3つがある
- ・土砂災害は予測が難しく、突発的に発生するため、人的被害が発生しやすい

○土砂災害に関する情報とその確認方法

- ・土砂災害警戒区域、土砂災害ハザードマップ、土砂災害警戒情報など

○土砂災害に対する避難の方法

- ・原則、立ち退き避難。外出が危険な場合は屋内の安全な場所へ

2. 避難確保計画に記載すべき事項

要配慮者利用施設で避難確保計画作成するために、下記の整理をして記載

○防災体制に関する事項

- ・職員の役割分担や連絡体制の確認
- ・気象・災害に関する情報の入手方法

○避難誘導に関する事項

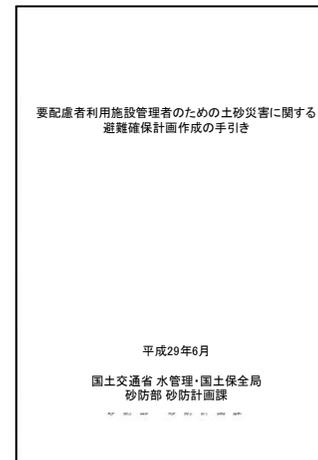
- ・避難行動に備えて事前に決めておくべき事項
- ・避難の実施方法

○避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

○防災教育及び訓練の実施に関する事項

3. 参考

○計画に記載すべき事項を整理した「作成例」、内容を確認するための「チェックリスト」を参考資料として記載



避難確保計画の手引き



避難確保計画 作成例



施設内掲示用 避難確保計画イメージ

①

要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の支援に関する取組

平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)

(課題・実態)

要配慮者利用施設の開設時には、地方公共団体が施設の災害計画を確認しているが、火災を中心とした計画が多く、水害等からの具体的な避難内容等まで書いていないことが多い。

(提言)

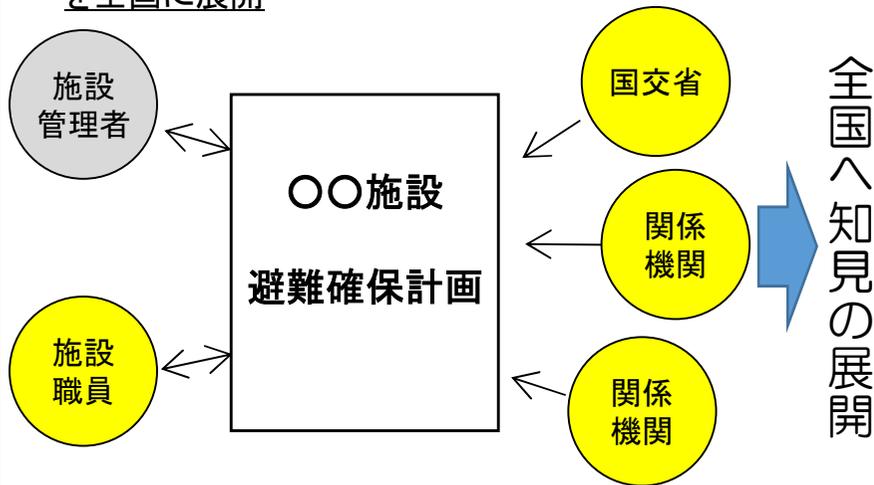
施設毎に災害リスクや入所者の移動の困難性・支援体制は多様であることから、関係行政機関・団体が連携して、全国の要配慮者利用施設の参考となるような具体的な取組を現場で実施し、その知見を全国に展開しなければならない。その後も、それを参考にする等して各施設が工夫を重ねた事例を全国に展開する等、関係行政機関・団体は継続して改善を重ねなければならない。



- **要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施について、関係省庁、地方公共団体等が連携して支援するモデル事業を実施**

モデル事業の取組

- モデル事業として選定した要配慮者利用施設において、関係行政機関が連携して支援を行いながら、施設管理者や有識者等とともに避難確保計画を作成等することにより、その過程において得られた支援等に関する知見を全国に展開



【参考事例】土砂災害のモデル事業(岡山県)



施設外観

② 避難訓練の実施による警戒避難体制の充実・強化

これまで

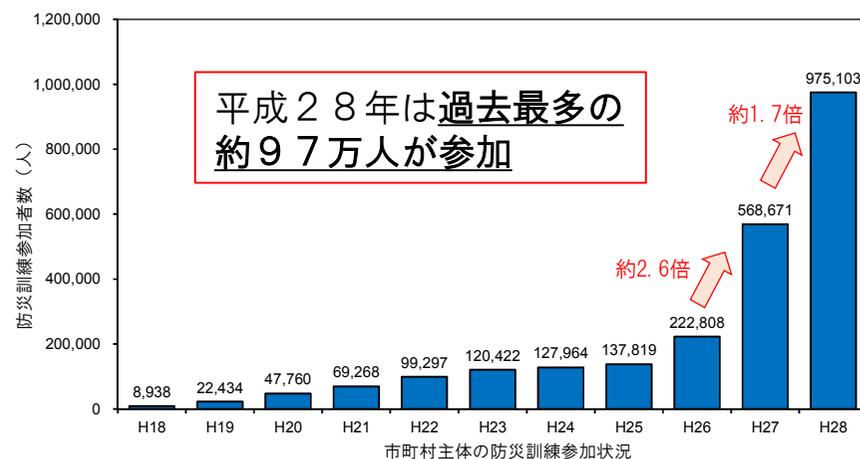
- これまで市町村主体の実践的な避難訓練を行い、住民の関心の高まりなどにより参加者は増加傾向。



自主防災組織を主体とした避難訓練
(広島県広島市)



要配慮者利用施設と連携した防災訓練
(福島県いわき市)



今後

- これまでの市町村主体の訓練とあわせて、警戒区域の実情に応じた住民等主体の避難訓練を促進し、**土砂災害に対する警戒避難体制の充実・強化を図る。**

市町村



- ・ **関係行政機関が多く参加し住民と一体となって**情報伝達、避難誘導、避難所開設等を行う実践的な訓練に取り組む。
- ・ **地域が独自で訓練を行うことが出来るように、地域への支援を行う。**

住民



- ・ **地域コミュニティ活動等を活用し、より多くの地域住民等が参加**して土砂災害ハザードマップの内容(危険箇所の位置、避難場所、避難経路等)を現地において確認するとともに、情報の入手方法の確認等を行う。

参考

防災基本計画(平成29年4月 中央防災会議)より

3 国民の防災活動の環境整備 (4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 国は、地域の住民、事業者(要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。)が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。

③

降雨状況に応じた防災行動の明確化

日光市では、平成27年の災害後、とるべき防災行動について降雨の状況に応じて整理し、共有を図っている。

避難情報	発令基準 (気象情報を 基に判断)	総務課危機管理 放射能対策室 及び本庁関係各課	消防本部・ 消防署・消防団	藤原総合支所 三依支所	子育て支援課 三依保育園	自治会・自主 防災会	住民
避難準備情報 ※	<ul style="list-style-type: none"> 「大雨注意報」発令時において「退避雨量情報」の通知があった場合 (芹沢地区の降水量が実況および予想で1時間40ミリ又は3時間80ミリに達した場合に通知される) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部へ避難準備情報を発令することを連絡 健康福祉部子育て支援課へ三依保育園の避難所開設を指示 避難準備情報発令 今市警察署へ避難準備情報を発令したことを連絡 避難行動要支援者リストの提供(今市警察署、消防団) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部は、藤原消防署に対し消防団による広報と避難者の支援を指示する 藤原消防署は避難準備情報発令に伴い、藤原消防団7分団に対し、広報及び支援活動を指示 消防団は、広報活動を行うと共に、事前に配布された避難行動要支援者リストに基づき避難者支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 芹沢自治会長へ連絡 防災無線による周知 避難所開設及び運営の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 三依保育園を避難所として開設・運営 避難者受付準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対し、避難に向けて準備する旨周知する 避難に時間がかかるお年寄りなどに避難を促す 	<ul style="list-style-type: none"> 家族との連絡や非常用持出品の用意など避難準備を開始 お年寄りなど避難に時間を要する方は、三依保育園に避難を始める
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 「大雨警報」発令かつ「退避雨量情報」の通知があった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告発令 消防本部、今市警察署へ避難勧告発令を連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部は、藤原消防署に対し消防団による広報と避難者の支援を指示する 藤原消防署は、避難勧告発令に伴い、消防団へ警戒及び広報活動を指示 消防団は、広報、警戒活動及び避難者の避難を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> 芹沢自治会長へ連絡 防災無線による周知 避難所運営の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 避難者受付 	<ul style="list-style-type: none"> 「避難勧告」が発令されたことを住民に周知し、避難を促す 避難所において、避難者の安否を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いて三依保育園へ速やかに避難を始める・隣近所に声をかけて、みんなで避難
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 「土砂災害警戒情報」の発令があった場合 (メッシュ番号: No.87, No.106) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示発令 消防本部、今市警察署へ避難指示発令を連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部は、藤原消防署に対し消防団による広報と避難者の支援を指示する 消防団は、避難指示発令に伴い、避難者の避難行動を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> 芹沢自治会長へ連絡 防災無線による周知 避難所運営の支援 		<ul style="list-style-type: none"> 避難していない住民について、市の担当者へ報告する 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の危険性が非常に高まっているため、直ちに避難を始める

※避難準備情報は、現在は「避難準備・高齢者等避難開始」

④ 特別警戒区域内にある建築物の「移転の勧告の基本的な考え方」

概要

- ・都道府県知事は、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれ大きいと認めるときは、建築物の所有者等に対し、移転等の勧告をすることができる。

➡ 移転の勧告に関する考え方について、都道府県に周知

移転の勧告の判断の流れ

【前提条件】

- ・土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物
- ・土砂災害防止のための対策工事を実施するのが困難または不适当

【調査】

- ・基礎調査、定期巡視点検等の情報により災害発生の可能性の高まりを把握する

【移転の勧告の判断】

- ① 人的な被害を伴う特に大きな被害が生じる可能性が高い
- ② 災害発生の可能性が高まっている

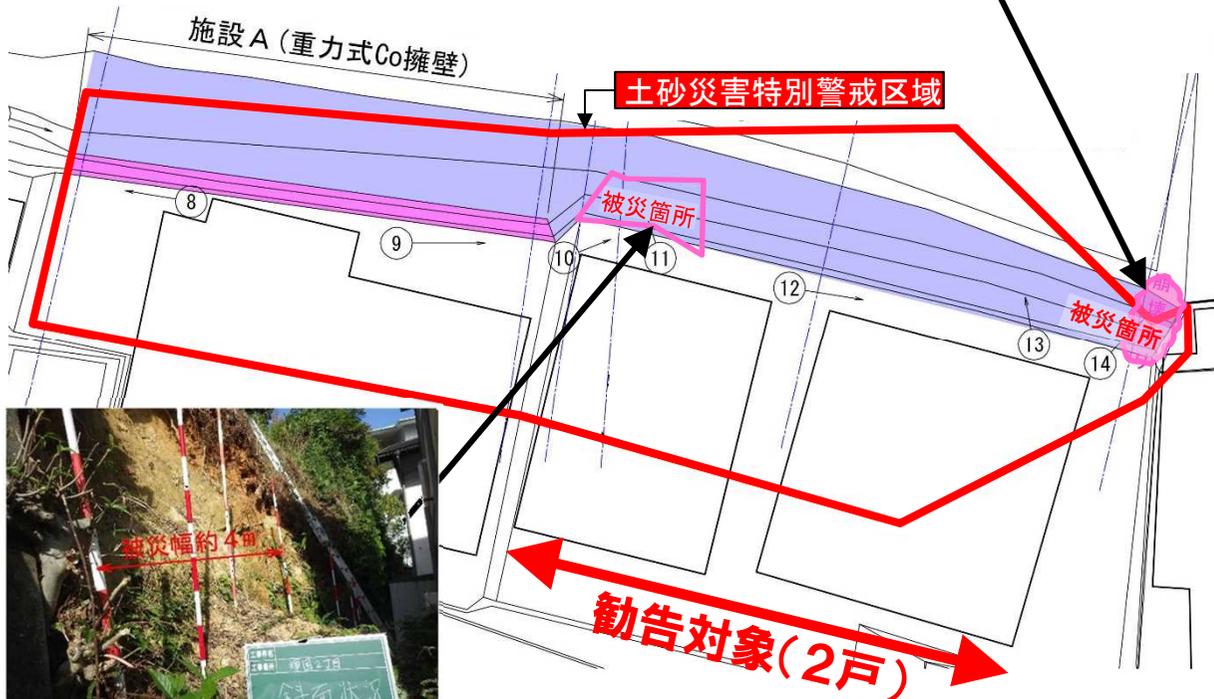
避難勧告等の発令、支援措置

移転の勧告の有無にかかわらず、下記の事項については適切に周知する必要がある。

- ・財政的な支援措置 …… かけ地近接等危険住宅移転事業、その他地方自治体が独自に設けている財政的な支援措置、住宅金融支援機構の融資制度 等
- ・避難勧告等の発令 …… 土砂災害の恐れが切迫した状況等においては、避難勧告等を適時適切に行う
- ・その他の支援措置 …… 移転先の土地や建物のあっせん
移転以外にも、建築物の安全性確保のための擁壁の設置等による改修など、土砂災害に備えるための様々な手段についても紹介

④ 勧告による建築物の移転の例(福岡県福岡市)

福岡県福岡市



移転に至る経緯

H25.12.24

- ・特別警戒区域の指定

H28.6.22

- ・斜面崩壊発生
- ・避難勧告発令
(H29.5.31現在も継続発令中)

H28.10

- ・市と県で移転等の勧告を協議

H28.11.27

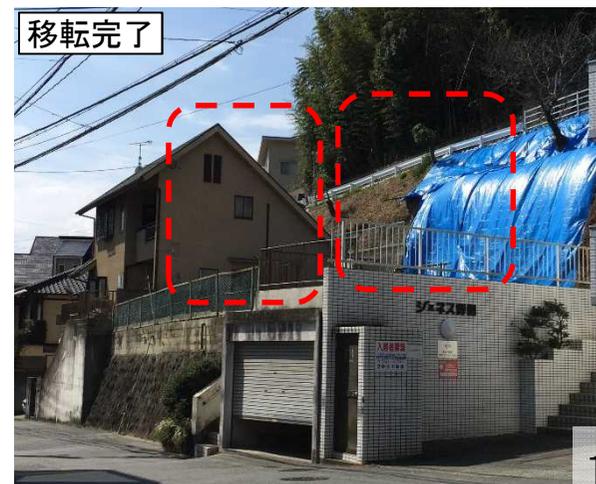
- ・学識者による現地調査

H28.11.30

- ・県知事から対象者(2名)へ移転を勧告

H29.2.28

- ・2戸の移転完了



参考資料

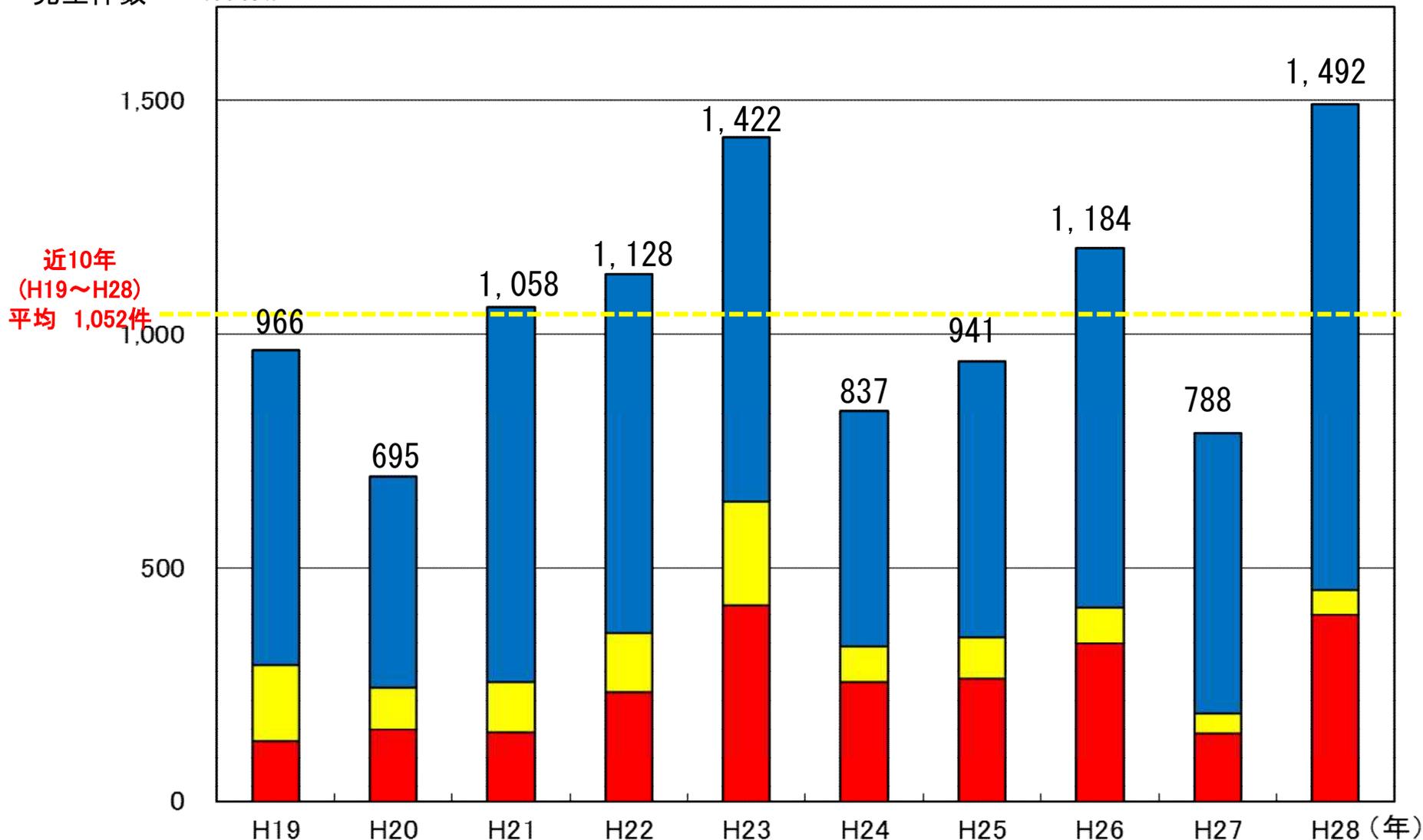
過去10年間の土砂災害発生件数

土砂災害
発生件数

(件数)

■土石流等 ■地すべり ■がけ崩れ

平成28年12月31日現在



近10年
(H19~H28)
平均 1,052件

死者・行方不明者数	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	0	20	22	11	85	24	53	81*	2	18

※この他に広島土砂災害により災害関連死3名

平成28年 全国の土砂災害発生状況

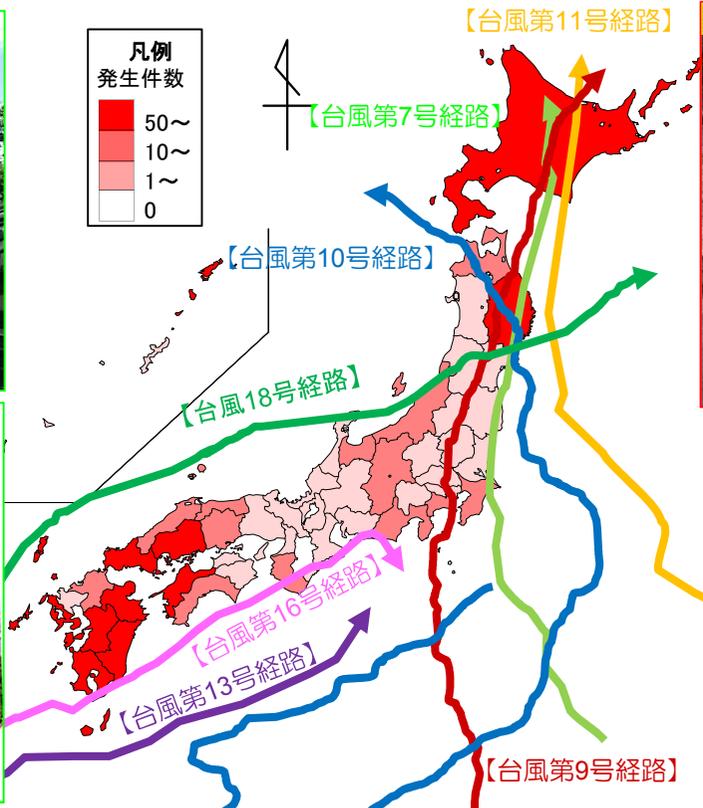
平成28年12月31日現在
土砂災害発生件数

1,492件

- 土石流等 : 399件
- 地すべり : 53件
- がけ崩れ : 1,040件

【被害状況】

人的被害：死者	18名
行方不明者	0名
負傷者	15名
人家被害：全壊	39戸
半壊	38戸
一部損壊	240戸



要配慮者利用施設の警戒避難体制づくり支援(山形県での取組事例)

防災上の配慮を要する者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の整備を支援。

① 施設の警戒避難体制づくりに専門的な助言

防災・民生部局や市町村等と連携し、施設の防災計画(警戒避難に資する情報収集、避難のタイミング、避難場所や避難経路等)に対してアドバイスを行うなど、施設の警戒避難体制づくりを支援。



施設管理者・行政(砂防・防災・民生部局等)等が一堂に会し、防災体制を確認

② 施設のための土砂災害ハザードマップを作成

施設の避難計画に合致した土砂災害ハザードマップを施設管理者と共同で作成。



施設のための土砂災害ハザードマップ

③ 施設職員や施設利用者に対する学習会の開催

土砂災害防止の意識向上のため、施設職員や施設利用者を対象に、パネル・DVD・ハザードマップ等を使用した学習会を実施。



学習会

④ 避難訓練の実施を支援

土砂災害を想定した実践的な避難訓練を実施してもらうため、防災・民生部局や市町村等と連携し、訓練シナリオ作成に対する助言など、避難訓練の実施を支援。



高齢者施設での訓練



訓練後の反省会

② 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成例(山形県での取組事例)

[避難計画策定の留意事項(土砂災害警戒避難ガイドライン(平成27年4月改訂:国土交通省砂防部))]

- ①施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認
- ②情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定める
- ③施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制
- ④施設内の垂直避難も含めた施設利用者ごとの避難場所・経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する
- ⑤避難誘導に関する責任者の明確化
- ⑥これらの計画を避難経路図等にわかりやすくまとめる

⑥ ① ○○○○ 土砂災害警戒避難体制

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域

土石流危険溪流
○○沢

大雨時の対応

② 避難準備【気象情報の入手】

1) テレビ、ラジオ
2) 防災情報メールからの情報の入手
3) インターネット

①気象庁
(レーダ雨量、今後の降雨予測を確認)
<http://www.jma-net.go.jp/oooooo/>

②○○県 土砂災害警戒情報
(近隣の宝沢雨量局の降雨状況を確認)
<http://www.kasem.pref.oooooo/p/sabou/>

【大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報に注意！】

② 「避難完了」の確認、報告

1) 避難本部(ケアハウス2階)への報告
2) 施設入居者の家族へ連絡
3) ○○市(総務部防災安全課)への報告
XXX-XXXX(内XXXX)
4) 避難解除の判断

④ 「避難開始」の館内アナウンス

**1階部分は土石流災害の危険があります。
すみやかに
2階以上に避難して下さい。**

② 避難開始の判断

判断基準

1) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、○○、△△雨量局で大雨が観測されている。
2) 近くで土砂災害が起きた。
3) ○○沢 土砂災害の前兆現象が見られた。(山鳴り、沢水の急激な濁りなど)

※判断に迷ったら、○○市 県、气象台に確認。

左記資料に記載されていない詳細については、別途避難計画書に記載

土砂災害防止法（平成13年4月1日施行）の概要

目的

正式名称：土砂災害の警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通省]

基礎調査の実施 [都道府県]

- ・ 地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施
- ・ 基礎調査を基にして、区域指定の案を図示する形でとりまとめ
- ・ 基礎調査の結果を公表

基礎調査の実施

地形、地質、土地利用状況等



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定 [都道府県]：警戒避難体制の整備

- 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域を指定

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定 [都道府県]：開発行為に対する規制

- 土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を指定

土砂災害警戒区域における対策

○情報伝達・警戒避難体制の整備【市町村等】

- ・市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報収集・伝達その他の警戒避難体制に関する事項について定める。
- ・警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、避難場所・避難経路や情報伝達方法等を記載したハザードマップなどの配布等必要な措置を講じる。

<イメージ>

- 土砂災害ハザードマップの作成・配布
(茨城県銚田市)



- 住民による土砂災害ハザードマップ確認状況
(岡山県新庄村)



- 住民の避難訓練状況 (沖縄県浦添市)



土砂災害特別警戒区域における対策

○特定開発行為に対する許可制【都道府県】

住宅宅地分譲や社会福祉施設、幼稚園、病院等の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可される。

○建築物の構造規制【都道府県または市町村】

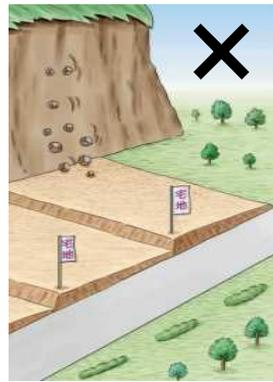
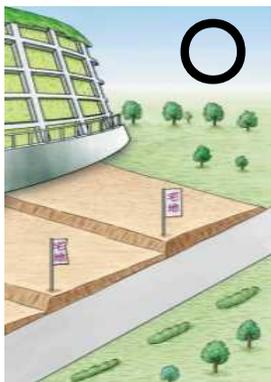
居室を有する建築物の構造は、建築基準法施行令に定められた土砂の衝撃等に対して、安全性を確保できるものとなっているかどうか、建築確認がされる。

○建築物の移転等の勧告【都道府県】

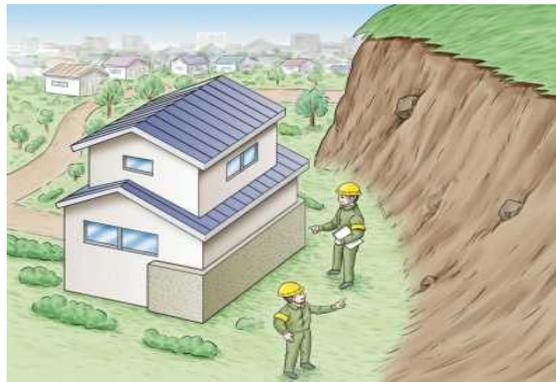
居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれ大きいと認めるときは、建築物の所有者等に対し、移転等の勧告の制度がある。

<イメージ>

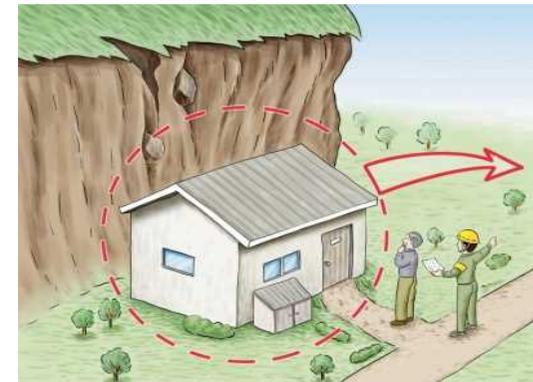
●特定開発行為に対する許可制



●建築物の構造規制

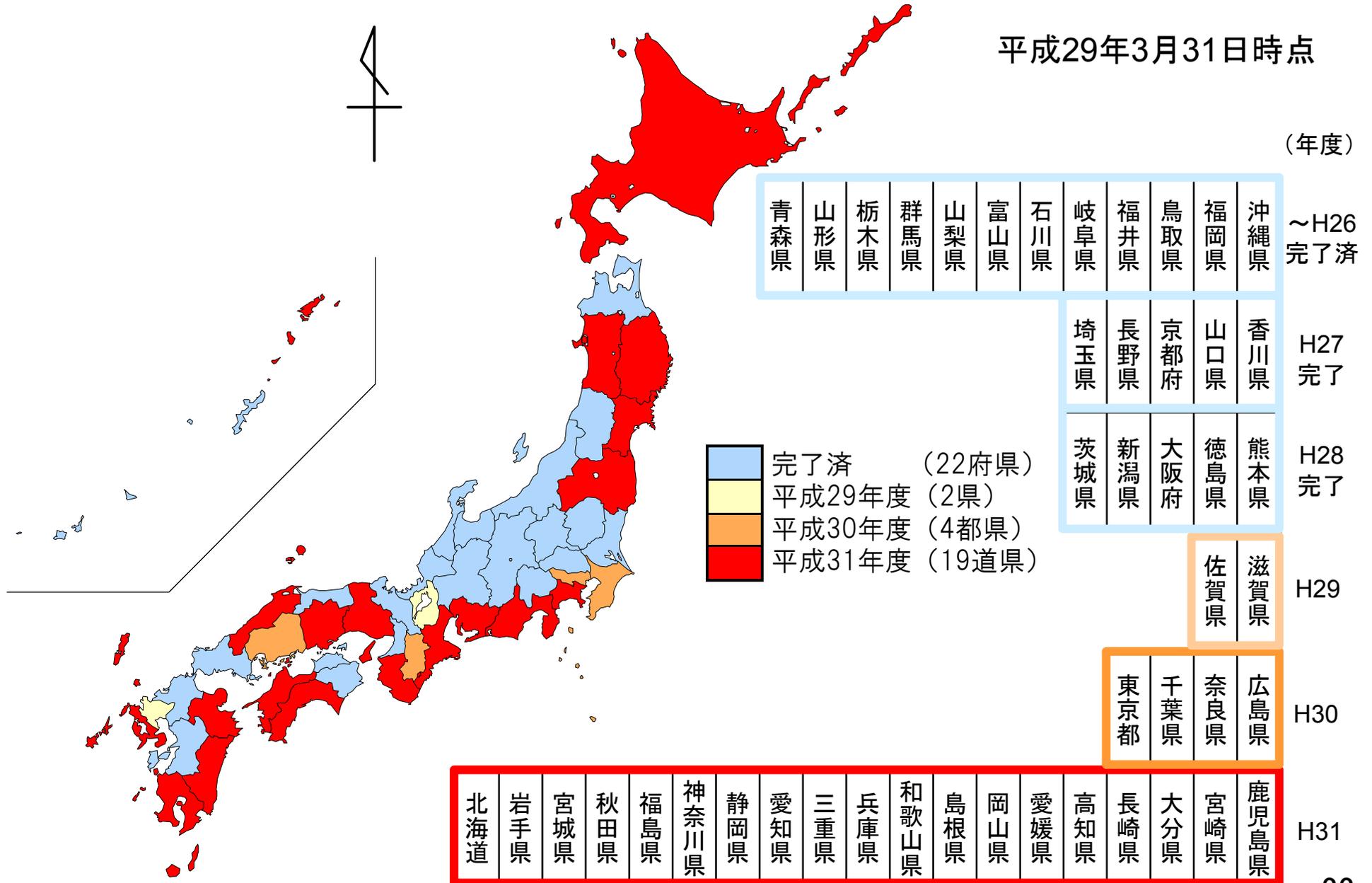


●建築物の移転等の勧告



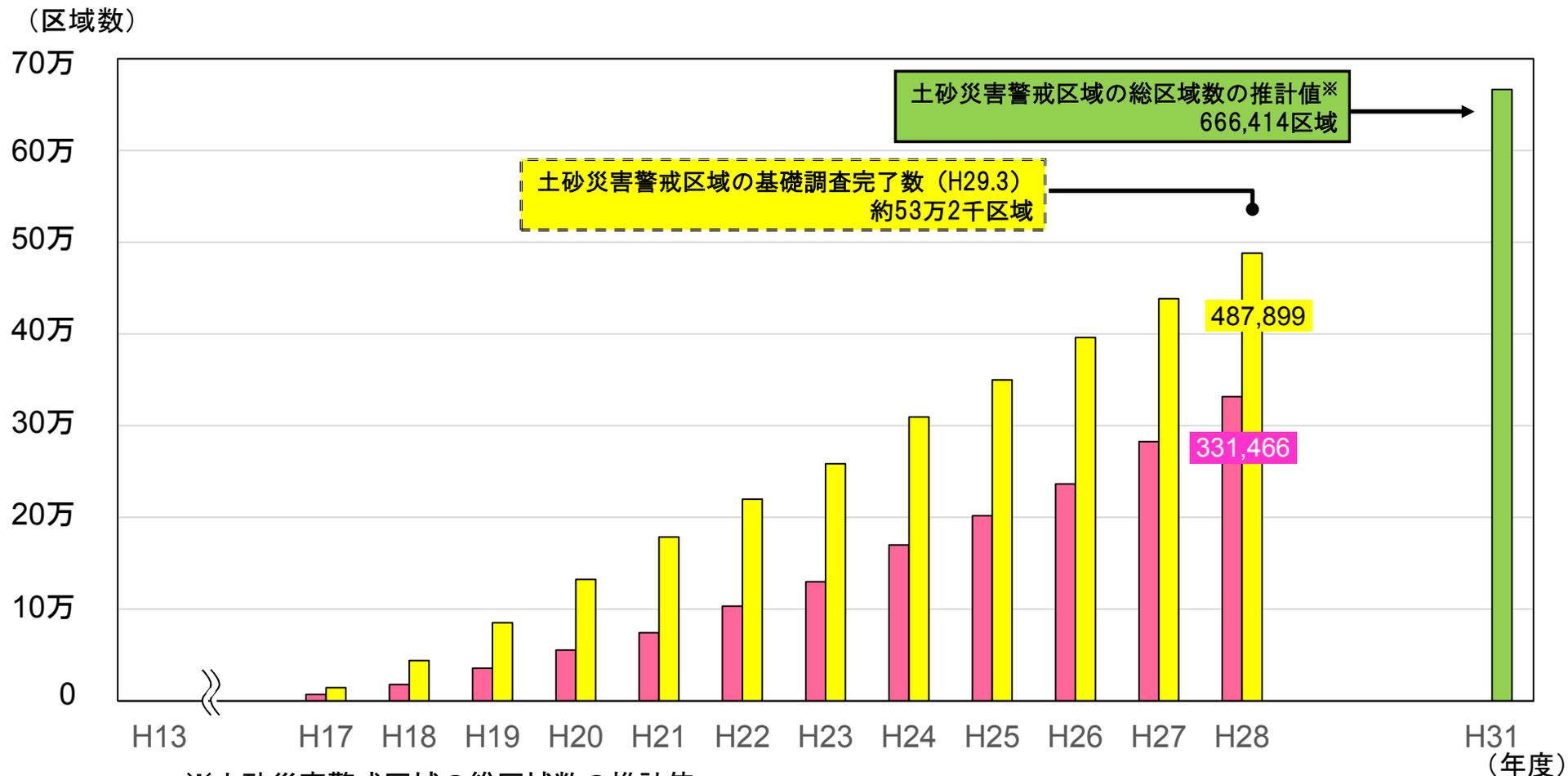
基礎調査の完了予定年度

平成29年3月31日時点



土砂災害警戒区域の指定状況

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域は平成29年3月末時点で約48万8千区域、土砂災害特別警戒区域は約33万1千区域指定されている。
- 平成29年3月末時点で、土砂災害警戒区域の基礎調査が53万2千区域完了している。



※土砂災害警戒区域の総区域数の推計値

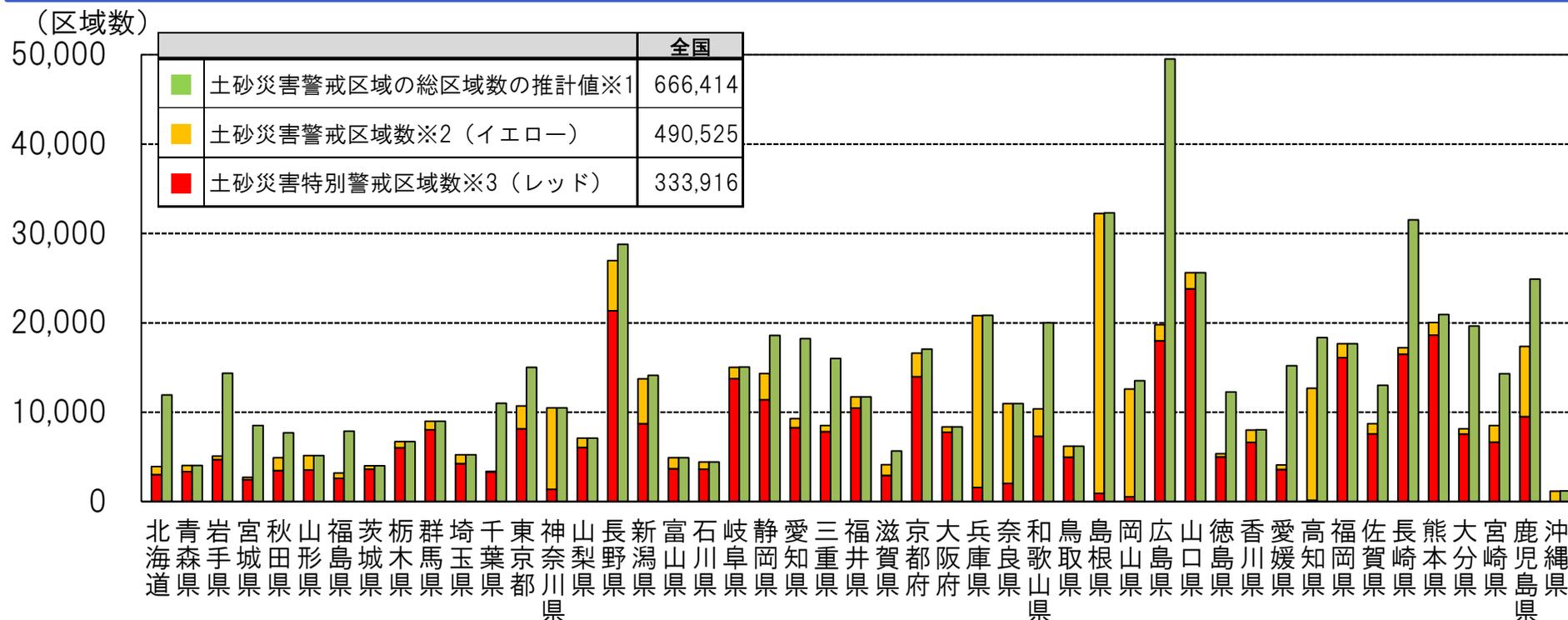
都道府県により推計された土砂災害警戒区域の総数。

平成29年3月末時点の値であり、基礎調査の進捗に伴い変更の可能性がある。

土砂災害警戒区域等の指定状況

(平成29年5月末時点)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が完了した都道府県は、青森県・山梨県・福岡県・群馬県・栃木県・石川県・山形県・岐阜県・福井県・大阪府・山口県・長野県・茨城県の13府県。
- 土砂災害警戒区域の指定が完了した都道府県は島根県・鳥取県・奈良県の3県。



※1. 土砂災害警戒区域の総区域数の推計値

都道府県により推計した、土砂災害警戒区域の総数。

平成29年3月末時点の値であり、基礎調査の進捗に伴い変更の可能性がある。

※2. 土砂災害警戒区域 (イエロー:警戒避難体制の整備) (土砂災害防止法) < 1/2,500の地形図より抽出 >

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

※3. 土砂災害特別警戒区域 (レッド:開発行為に対する規制) (土砂災害防止法)

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

土砂災害防止法の改正経緯

平成11年6月広島市、呉市等における集中豪雨で土砂災害により死者24名

平成13年4月
土砂災害防止法施行

- ・基礎調査の実施および土砂災害警戒区域等の指定による危険の周知
- ・土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備
- ・土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制等

平成16年台風等による土砂災害が相次ぎ、高齢者等防災上配慮を要する者の被災が顕著

平成17年7月
一部改正

- ・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達、土砂災害ハザードマップの配布等を義務付け

平成20年岩手・宮城内陸地震で多数河道閉塞が発生

平成23年5月
一部改正

- ・大規模な土砂災害が急迫している場合における緊急調査の実施
- ・被害の想定される区域・時期の情報(土砂災害緊急情報)を市町村へ通知、一般へ周知

平成26年8月広島市北部における集中豪雨で土砂災害により死者74名

平成27年1月
一部改正

- ・基礎調査結果の速やかな公表
- ・避難経路を市町村地域防災計画に位置づけるなど、警戒避難体制の強化・充実
- ・土砂災害警戒情報の市町村への通知、一般への周知を義務付け

平成28年8月岩手県岩泉町の高齢者グループホームが河川の氾濫により被災、死者9名

平成29年6月
一部改正(今回)

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画及び計画に基づく避難訓練の実施を施設管理者等へ義務付け

土砂災害防止対策基本指針の変更経緯

